「12の重点検討事項に関する答申」に向けて

2003年 6月9日総合規制 改革会議アクションプラン実行WG主 査 宮 内 義 彦

「規制改革推進のためのアクションプラン」における「12の重点検討事項」については、6月下旬の当会議の「答申」に向けて、現在、石原規制改革担当大臣による関係閣僚との折衝が精力的に行われているところであるが、当会議としても、引き続き石原大臣を強力にサポートさせて頂くため、これまでの間、公開討論・資料請求などを通じて当会議が蓄積してきた「各項目や全体の進め方に関するポイント」について、ここに、まとめさせて頂いたところである。今後の閣僚折衝を含めた答申の作成プロセスに役立てていただければ幸いである。

<u>1. 答申の案文について</u>

(1)担当委員による原案の早急な作成とそのフォローアップについて

今週にも第2回目の閣僚折衝が行われるとのことであり、今後、各項目について、閣僚間で大枠の合意が形成されていくことになると予想されるが、他方、こうした閣僚折衝の状況に併せて(又はこれを受けて)、当会議の答申の具体的案文についても、戦略的かつ詳細な詰めを行っていく必要がある。

こうした中で、各項目について<u>当ワーキンググループの担当委員と事務</u> <u>局とが密接に連絡・相談しながら、交渉の「出発点」としての答申の「原</u> <u>案」について、第2回目の閣僚折衝の前後までには準備</u>しておくことが必要である。

また、その後も、<u>閣僚折衝の進展に併せて(又はこれを受けて)、各項目</u> <u>ごとに当該担当委員と事務局とが密接に連絡・相談しながら、答申の案文</u> <u>を固めていく</u>こととする。

(2)今後の課題(「残された課題」)について

「アクションプラン」そのものにも言及されているが、答申(及び骨太の方針 2 0 0 3) については、今回のプロセスによって「得られた成果」とともに、仮に当会議の主張が 1 0 0 %合意できなかった場合は、こうした「未合意部分」などを、次回のプロセスにおける規制改革のベースとするため、別途「残された課題」として、当会議として記載することとしている。

こうした<u>今後の課題(「残された課題」)についても、閣僚折衝の進展に併せて(又はこれを受けて) 答申案文作成の一環として、担当委員を中心</u>に、早急に原案の作成作業を開始することが必要である。

2 . ボトムラインなどについて

(1) 各項目ごとのボトムラインの内容とそれらの確保について

今後、閣僚間で大枠の合意が形成されていく中で、当会議としては、各項目ごとに改革の基本的方向性に則った形で、「最低限確保すべき(又は、最低限関係各省に譲るべきではない)ボトムライン」を既に定めたところである(非公開)。

当会議としては、各項目について、<u>これらのボトムラインを最低限確保</u> して頂くべく、6月下旬の答申決定のギリギリのタイミングまで、石原大 <u>臣には折衝を続けて頂きたい</u>と考える。

(2)ボトムラインが確保されない場合などについて

また、12の項目のうち、逆に、どうしてもこれらのボトムラインが確保されない場合など、当会議の主張と異なる結論にならざるを得ない状況に陥った場合には、敢えて答申中の「得られた成果」に記載することはせず、「今後の課題(残された課題)」にのみ記載し、当該項目については、次回のプロセスにおける実現を目指すこととする。

3.構造改革特区推進本部との関係について

言うまでもないが、答申の決定内容については、現在「基本方針」を改訂しており、 夏・秋には第三次提案の対応等を行う「特区推進本部」が本来目指すべき基本的方向に 合致するものとしなければならず、決してその足かせにならないよう、特区推進本部と も十分協議することとする。